

長 期

群本例規第28号(教)

令和2年8月18日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

群馬県警察自動車運転適任者検定実施要綱の制定について(例規通達)

この度、別添のとおり、群馬県警察自動車運転適任者検定実施要綱を制定したので、運用上誤りの無いようにされたい。

別添

群馬県警察自動車運転適任者検定実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令（昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号。以下「訓令」という。）第18条第2項の規定により警察自動車運転適任者検定（以下「検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 検定の実施者

検定の実施及び合格者の決定を行う者は、警務部長とする。

第3 検定の種別

- 1 検定は、警察自動車のうち、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定める大型自動車、普通自動車及び大型自動二輪車（交通取締用自動二輪車に限る。）について行うものとする。
- 2 検定の種別、級位及び合格者の許容運転区分は、次表のとおりとする。

種別	級位	許容運転区分
大型自動車運転適任者検定（以下「大型検定」という。）	A級	交通取締用自動二輪車を除き、警察自動車の運転ができる。
	B級	緊急自動車としての大型自動車及び交通取締用自動二輪車を除き、警察自動車の運転ができる。
普通自動車運転適任者検定（以下「普通検定」という。）	A級	大型自動車及び交通取締用自動二輪車を除き、警察自動車の運転ができる。
	A級（AT車）	オートマチック車に限り、普通自動車運転適任者検定A級と同等の警察自動車の運転ができる。
	B級	大型自動車、緊急自動車としての普通自動車及び交通取締用自動二輪車を除き、警察自動車の運転ができる。
	B級（AT車）	オートマチック車に限り、普通自動車運転適任者検定B級と同等の警察自動車の運転ができる。
自動二輪車運転適任者検定（以下「自動二輪検定」という。）		交通取締用自動二輪車の運転ができる。

第4 受検資格

検定を受検できる者は、次に掲げる検定の種別ごとに、それぞれに掲げるとおりとする。

- 1 大型検定 大型自動車を運転することができる運転免許を取得し、かつ、普通自動車運転適任者検定A級を取得している者
- 2 普通検定 普通自動車を運転することができる運転免許を取得してから2年を経過している者
- 3 自動二輪検定 普通自動二輪車を運転することができる運転免許を取得してから2年を経過し、かつ、大型自動二輪車を運転することができる運転免許を取得している者又は大型自動二輪車を運転することができる運転免許を取得してから2年を経過している者

第5 検定の実施

- 1 検定（大型検定を除く。）は、それぞれの種別について、毎年度1回以上実施するものとし、その実施の期間、場所等を所属長に通知するものとする。
- 2 大型検定は、随時、実施するものとする。

第6 検定の方法及び合格基準

- 1 検定は、次表左欄に掲げる検査等により行い、それぞれ同表右欄に掲げる能力等を検査等するものとする。ただし、大型検定又は普通検定のA級又はA級（AT車）については、警察車両の運転に必要な知識及び判断力を検査するための筆記試問を行うものとする。

検査等	能力等
運転適性診断	状況判断能力、行動の内容及び精神安定度
技能検査	運転操作能力及び交通法規の履行能力

- 2 検定の合格基準は、別に定める。
- 3 検定は、運転適性診断、技能検査、筆記試問の順で行うものとする。
- 4 警務部長は、採用時に実施した運転適性診断の結果が合格基準に達している者その他運転適性診断の受検を不要と認めた者については、運転適性診断を免除することができる。
- 5 技能検査については、運転適性診断が合格基準を満たしている場合（前記4の規定により受検を免除された場合を含む。）、筆記試問については、技能検査が大型検定又は普通検定のA級又はA級（AT車）の合格基準を満たしている場合に限り、受検することができるものとする。

第7 検定の申請

所属長は、職員に検定を受検させようとする場合は、警察自動車運転適任者検定申請書（別記様式第1号）により、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）を経て警務部長に申請するものとする。

第8 結果の通知

- 1 警務部長は、検定を実施した場合は、その結果について、警察自動車運転適任者検定合否決定通知書（別記様式第2号）により当該検定の申請をした所属長に通知するものとする。
- 2 所属長は、前記1の規定による通知を受けた場合は、その結果について、検定を受検した職員に通知するものとする。

第9 検定合格の取消し等

警務部長は、検定の合格については、群馬県警察公用免許取消し等実施要綱の制定について（平成23年群本例規第33号。以下「取消し要綱」という。）に定めるところにより、取り消し、効力を停止し、又は認定した級位の格下げをすることができる。

第10 検定の再受検

前記第9の規定により、検定の合格を取り消された者は、取消し要綱に定めるところにより、検定を再受検することができる。

第11 合格状況の管理

教養課長は、検定の合格又は合格の取消し等について、群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）に規定する適用業務の資格管理機能に登録し、管理するものとする。

第12 経過措置

改正前の訓令の規定により検定に合格した者については、この要綱の規定により合格したものとみなす。